

【トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)】

支給申請 提出書類一覧表

提出期限はトライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内です。

千葉労働局または管轄のハローワークにご提出ください。

事業所名 _____

★ 支給申請書に本用紙も添付してください。

No.	提出書類	備考	提出枚数(部数)		
			事業主	ハローワーク	労働局
1	トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)支給申請書 (建ト様式第1号)	・ボールペンでご記入ください。 ・記入もれがないかをご確認ください。			
2	支給要件確認申立書 (共通要領 様式第1号)				
3	支払方法・受取人住所届 (帳票種別 32850)	・助成金の入金先の金融機関口座をご記入ください。 ・手書きの場合は消えないボールペンでご記入ください。 ・通帳の写し等、振込先の金融機関コード、支店名、口座番号が確認できる書類を添付してください。			
4	「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書(一般トライアルコース)」(写)、または「障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアル雇用助成金支給申請書(障害者トライアルコース)」(写) (各共通様式第2号)	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、または障害者トライアルコース)の支給申請と本コースの申請を同時に行う場合は不要です			
5	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書(写し) 又は労働保険料等納入通知書(写し)				
6	中小建設事業主であることを確認できる書類	建設業許可番号が記載された書類、定款、登記事項証明書(写)、資本及び労働者数が記載された書類、事業内容を記載した書類等			
7	支給対象となる若年・女性建設労働者であることを明らかにする書類	求人票(写)、雇用契約書、労働条件通知書、作業員名簿、建設技能関連資格の免許証又は修了証(写)、建設技能関連の訓練の修了証(写)等			
8	その他管轄労働局長が必要と認める書類				

受付年月日 令和 年 月 日 ハローワーク 局

【注意事項】

- ★ 様式裏面には大切な事項が記載されていますので、申請前にご確認ください。
- ★ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください。